

届出の提出期限について

さいたま市福祉局長寿応援部
介護保険課



新規指定申請について

○ 提出期限

毎月10日締め切り、翌月1日指定

※10日が土日祝日の場合は、直前の開庁日が締め切りとなります。

○ 注意事項

- 申請の際には電話でのご予約をお願いします。

通常、申請手続きは1回で済むことはありません。締め切りまでに3回程度は来庁いただくこととなりますので、遅くとも締め切りの5開庁日前までには1回目の申請手続きを行うよう、余裕を持った手続きをお願いいたします。

なお、申請受付の締め切り当日が1回目の申請手続きの場合は、翌月1日の指定はできません。

- 郵送での提出の場合は、窓口での提出より訂正書類等の送付に時間がかかります。そのため、窓口での提出より余裕を持った手続きをお願いいたします。

★ 申請書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護保険事業所の指定申請について（新規事業所開設をお考えの事業者の方へ）」をご覧ください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p082956.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 指定申請・指定更新・変更・廃止・休止・再開 > 介護保険事業所の指定申請について（新規事業所開設をお考えの事業者の方へ）

指定更新申請について

○ 提出期限

指定有効期限の前月末日

※前月末日が土日祝日の場合は、直前の開庁日が締め切りとなります。

○ 指定更新通知について

指定（許可）の有効期間の満了日を迎える事業所・施設について、有効期限満了日の約2か月から3か月前に案内の通知を郵送します。
案内通知に従って手続きを進めてください。

○ 注意事項

休止中の事業所・施設については、指定更新されません。
満了日にて指定の効力を失うこととなります。ご注意ください。

★ 申請書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護保険事業所の指定更新について」をご覧ください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p082762.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 指定申請・指定更新・変更・廃止・休止・再開 > 介護保険事業所の指定更新について

変更届出書について

○ 提出期限

変更日から10日以内

○ 注意事項

変更事由「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所」「登記事項証明書・条例等」は、添付書類として「登記事項証明書（原本）」を提出していただいておりますが、もし、登記事項証明書の変更が提出期限までに間に合わない場合には、先に変更届を期限までに提出していただき、登記事項証明書は準備ができ次第、速やかに提出してください。なお、その際には、登記事項証明書は後ほど提出する旨、お示しください。

★ 届出書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護保険事業所等の変更について」をご覧ください。「**変更届出書添付書類チェックリスト**」も掲載しておりますので、添付書類の確認の際、ぜひ活用してください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p083084.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 指定申請・指定更新・変更・廃止・休止・再開 > 介護保険事業所等の変更について

廃止・休止・再開届出書について

<廃止届・休止届、指定辞退届について>

○ 提出期限

廃止・休止・指定辞退日の1月前

<再開届について>

○ 提出期限

再開日から10日以内

○ 注意事項

再開届出書に必要な書類の他、再開前と変更している事項がある場合は、変更届出書及びその添付書類の提出も必要です。

★ 届出書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護保険事業所等の廃止・休止・再開について」をご覧ください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p083272.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 指定申請・指定更新・変更・廃止・休止・再開 > 介護保険事業所等の廃止・休止・再開について

加算等の届出について

サービス種類・加算項目	届出期限
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問通所サービス ・ 福祉用具貸与 ・ 居宅介護支援 ・ (看護) 小規模多機能型居宅介護 	<p>加算適用月の前月15日 ※15日が祝祭日の場合、その前日 例：9月15日までに届け出た場合、10月より加算適用。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所サービス ・ (地域密着型) 特定施設入居者生活介護 ・ (地域密着型) 介護保険施設 ・ 認知症対応型共同生活介護 	<p>加算適用月の初日 例：10月1日に届け出た場合、10月より加算適用。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時訪問看護加算 	<p>届出日から算定</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ A D L維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ) 	<p>当該加算の算定をしようとする月の前年同月</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算 ・ 介護職員等特定処遇改善加算 ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算 	<p>加算適用月の前々月末日 例：9月30日に届け出た場合、11月より加算適用。</p>

★ 届出書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護報酬における加算等の届出について」をご覧ください。「**体制等状況一覧表添付書類チェックリスト**」も掲載しておりますので、添付書類の確認の際、ぜひ活用してください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/011/p019440.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 加算・減算関係 > 介護報酬における加算等の届出について

(令和3年度報酬改定) 経過措置の終了について

○ 感染症対策の強化について

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。

- ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施。
- ・ その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。

○ 業務継続に向けた取り組み強化について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

(令和3年度報酬改定) 経過措置の終了について

○ 高齢者虐待防止の推進について（※運営規程の変更を要する）

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

○ 認知症基礎研修の受講の義務付けについて

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。

※ 現時点では、経過措置の終了に伴い生じる運営規程等の変更に係る届出については、「変更届出を要する」と解釈しております。今後、厚労省の通知等で届出が不要の旨の解釈が発出された場合には、市ホームページにてお知らせいたします。

まとめ

○ 届出書類の提出期限について

- ・ 新規指定申請：毎月10日締め切り、翌月1日指定
- ・ 指定更新申請：指定有効期限の前月末日
- ・ 変更届出書：変更日から10日以内
- ・ 廃止届・休止届、指定辞退届：廃止・休止・指定辞退日の1月前
- ・ 再開届出：再開日から10日以内
- ・ 加算届出：サービス種別や加算項目によって異なるため、市HPを要参照

○ (令和3年度報酬改定) 経過措置の終了について

- ・ 感染症対策の強化について
- ・ 業務継続に向けた取り組み強化について
- ・ 高齢者虐待防止の推進について(※運営規程の変更を要する)
- ・ 認知症基礎研修の受講の義務付けについて

※現時点では、経過措置の終了に伴い生じる運営規程等の変更に係る届出については、「変更届出を要する」と解釈しております。今後、厚労省の通知等で届出が不要の旨の解釈が発出された場合には、市ホームページにてお知らせいたします。